



月報

11

缶詰問屋協会

(47. 11. 10 No. 71 VOL. 6)

◆ 目 次 ◆

10月の行事一覧表	1
◇公正取引協議会の各県委員会を設置	1
◇全国食品缶詰公正取引協議会委員会一覧表	6
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する 法律の施行について(依命通達)	10
◇蜜柑缶工組との懇談会	22
◇なめこかん詰の製造規格について	29
◇りんごかん詰の一括表示例について	31
◇(第12回)缶詰表示問題連絡協議会	33
◇表示問題懇談会	41
◇(第13回)缶詰表示問題連絡協議会	45
◇(第14回)缶詰表示問題連絡協議会	49
◇包装適正化推進方策懇談会	50
◇パイン缶開研究会 開催について	52
関係団体報知	58
会員消息	55
事務局報知	56

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9278・9289番

10月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
(第12回) 缶詰表示問題連絡協議会	10月3日	13.30~15.30時	北洋商事(株)	全缶協側6名
蜜柑缶工組との懇談会	10月13日	11.00~12.00時	蜜柑缶工組	全缶協側5名
(第13回) 缶詰表示問題連絡協議会	10月19日	10.00~13.30時	製缶協会	全缶協側4名
食品包装の適正化について懇談会	10月20日	14.00~17.00時	食品産業センター	
(第14回) 缶詰表示問題連絡協議会	10月23日	10.00~14.00時	日缶協	
桜桃、もも市販品開缶研究会	10月31日	13.00~	中小企業会館	農産缶工組主催

11月の行事予定

パイン開缶研究会	11月1日	13.00~16.00時	サンケイ会館	日本パイン輸入協会沖縄パイン協会主催全缶協協賛
統一伝票普及指導講習会	11月21日	18.00~	サンケイ会館	東京都食品卸同業会主催

公正取引協議会の各県委員会を設置

第88回国会において、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（昭和47年法律第44号）が成立し、これにより不当景品類及び不当表示防

止法（昭和37年法第134号）に都道府県知事の指示等に関する規定がもうけられ、本年10月1日から施行された。

この改正に伴い各都道府県知事が直接表示問題の規制を行なうことになったため公正取引委員会では各公正取引協議会に対して早急に各県別の委員会を設置するよう指示があり全国食品缶詰公正取引協議会では副会長西村健次郎氏名で9月30日、10月5日付の2度にわたり全缶協理事、日缶協、製缶協理事宛に文書により県別委員会の設置について要請を行なったがその内容は以下の通り。

☆

☆

☆

公正取引協議会委員会結成につきお願いの件

公正取引委員会では、景品表示法の一部を改正して10月1日より施行になりました。

改正の骨子は、景品表示法および公正競争規約に関連する不当表示事項について、当該業者に改善するよう指示し、そうした事実を調査するために当該業者に対し報告を求めまたは立入検査を行なうなどの権限を、都道府県知事に対し全面的に委譲することです。

したがって、今後各都道府県知事が直接表示問題の規制を行なうこととなります。しかし、都道府県、消費生活センター、消費者団体などの関係者は、未だ公正競争規約の内容や業界の慣行について十分理解していないと考えられますので、今後、表示問題をめぐり種々トラブルが発生するものと予想されます。

つきましては、表示に関連するクレーム発生に際し、円滑にこれを処理するために、地元関係会員（日本缶詰協会会員、および全国缶詰問

屋協会会員)とご協議の上全国食品缶詰公正取引協議会貴県委員会を早急に設置されるようご配慮願います。

なお、貴県委員会の設置を完了された場合は、直ちに貴県の消費者行政の窓口である担当部局ならびに消費生活センターに届出され、その「写」を当協議会あてご送付願います。

敬 具

○ご参考までに委員会設置に関する手続きを掲げますとつぎのとおりであります。

- (1) 委員の選出
- (2) 委員長および副委員長の互選
- (3) 事務所の設定
- (4) 委員会規定の作成(同封の委員会規定をご利用下さい)

○本状は、各都道府県の日本缶詰協会理事および全国缶詰問屋協会理事あてにご送付いたします。

また、地元缶詰協会(組合)および卸同業会には本状の「写」を差上げますので、委員会設置について格別のご配慮をお願い申し上げます。

○地元で業界団体が結成されていない場合は、各関係理事の間でご連絡、ご協議の上作業をおすすめ願います。

なお、理事のおられない府県については、お取りまとめ役として当協議会より特にお願い申し上げた方に、種々お手数煩わしく存じますので、お含みの上よろしくお願い申し上げます。

☆

☆

☆

以上の要請に対し各県単位の委員会設置の見通しがついたので10月12日各地区委員会一覧表を公取委宛に提出。一方各地区委員会、都道府県および消費センター宛にそれぞれ以下の文書を送付した。

公取協発第20号

昭和47年10月17日

各都道府県委員会
各 地 区 団 体 殿

全国食品缶詰公正取引協議会

拝啓 本会の事業運営につき毎々格別のご協力を賜わり、かつ今回の委員会結成につきお多忙中にも拘らず特別のご配慮をいただき有難く厚くお礼申し上げます。

次の書類をご参考までにお送付申し上げます。 敬 具

記

1. 各地区委員会一覧表

10月12日公正取引委員会あて提出いたしました。

なお、本月下旬までに都道府県担当部局ならびに消費生活センターに送付いたす予定であります。

2. 各地区委員会規程(案)

貴委員会規程ご作成の時のご参考にして下さい。

3. 公正取引委員会より各都道府県知事宛の通達の写

内容を充分にご検討おき願います。

4. 本協議会会員名簿

公正取引委員会県担当課及び消費生活センターに提出いたしました。

二 各 地区委員会一覽表中、所在地および担当責任者（委員長）について、ご意向を確認させていただいてない向もありますが、公正取引委員会から早急に提出するよう要請がありましたので、とりあえず報告いたしました次第であります。

ご都合により、お引受けいただけない場合は、直ちに変更届を出すことにいたしますから、悪しからずご諒承願います。

公 取 協 発 第 2 1 号

昭和47年10月19日

各都道府県及センター宛

全国食品缶詰公正取引協議会

副会長 西 村 健次郎

拝啓 いよいよご清栄のことおよび申しあげます。

平素は当業界に対し種々高配に預りありがたく御礼申しあげます。

さて、本協議会におきましては、景品表示法の一部改正を機会に、各都道府県の担当課及び各消費生活センターご当局と緊密なご連絡をさせていただき、今後いろいろご指導を賜わりたく存じます。

つきましては、業務を円滑に取り進めたく存じ、別紙のとおり、各地区に委員会を設置いたしましたのでお届けいたします。

なお、本協議会の会員名簿をご参考までにご送付いたします

つきましては、今後当該都道府県委員会をご活用いただき、食品かん、びん詰に関するご意見、苦情などにご対処いただければ幸であります。

敬 具

全国食品缶詰公正取引協議会委員会一覧表

47. 10. 1

委員会 の名称	所 在 地	電話番号	担当責任者	所管地域
北海道 委員会	〒047 小樽市色内1-8-25 北海道缶詰工業協同組合内	0134-22 6257	碓氷勝三郎	北海道
青森県 "	〒030 青森市港町3-2-23 青森缶詰協 青森県缶詰協会内	0177-34 5311	河内省一	青 森
秋田県 "	〒019- 秋田県平鹿郡十文字町新田 50 馬場東35-1 奥羽食品工業(株)内 秋田県缶詰協会内	01824-2 1176	高橋連治	秋 田
岩手県 "	〒026 釜石市浜町2-1-15 岩手缶詰(株) 岩手県缶詰協会内	01932-2 3001	黒田柁雄	岩 手
宮城県 "	〒980 仙台市原町南目大竹 75-5 (株)渡喜 宮城食品卸同業会内	0222-57 3131	渡辺林吉	宮 城
山形県 "	〒990 山形市旅館町1-8-13 (社)山形県缶詰協会内	0236-22 6088	内田一郎	山 形
福島県 "	〒960 福島市仲間町10-13 サンヨー缶詰(株) 福島県缶詰協会内	0245-22 0155	小泉武雄	福 島

茨城県 委員会	〒314-04	茨城県鹿島郡波崎町 8704-1 榑高木商店内	04794-4 1133	高木竹次郎	茨城
栃木県 "	〒320	宇都宮市中河原町1002 フタバ食品(株)内	0286-34 2441	見当邦雄	栃木
群馬県 "	〒370	高崎市末広町124 群馬畜産加工販売農協連 高崎ハム工場内	0273-23 8601	関口六二	群馬
埼玉県 "	〒330	大宮市吉敷町2-10 大宮ハム(株)内	0486-41 8621	宮崎慎平	埼玉
千葉県 "	〒288	銚子市三軒町36 信田缶詰(株) 銚子缶詰協会内	0479-22 7555	信田考造	千葉
東京都 "	〒100	千代田区丸の内2-4-1 丸ビル567 (社)日本缶詰協会内	03-213 4751	谷正二	東京
神奈川県 "	〒231	横浜市中区山下町30 榑明治屋 神奈川県缶詰卸協会内	045-651 1772	竹内敏夫	神奈川
新潟県 "	〒950	新潟市上大川前通五番町 68 榑高島 新潟缶詰食品卸協会内	0252-23 1181	高島文治	新潟
富山県 "	〒930	富山市問屋町1-15 富山中央食品(株)内	0764-41 4331	沢田要作	富山
石川県 "	〒920	金沢市尾張町2-4-8 金沢乾物(株)内	0762-31 1151	角間喜一	石川
福井県 "	〒916-04	福井県丹生郡越前町厨 16-54 南越水産食品(株)気付 福井県缶詰工業組合	077838 -6	上田千代松	福井
山梨県 "	〒400	甲府市中央4-10-10 榑富士彦 北洋内	0552-33 1236	石原博雄	山梨
長野県 "	〒380	長野市南県町687-1 長野県経済連 (社)長野県缶詰協会内	0262-32 1111	岩下弥作	長野

岐阜県	〒500	岐阜市明神町 2-24	0582-31	箕浦喜代治	岐 阜
委員会		岐阜県缶詰(株)内	3582		
静岡県	〒424	清水市富士見町 2-13	0543-53	芝野 清一	静 岡
"		(社)静岡缶詰協会内	0191		
愛知県	〒450	名古屋市中村区広小路西通	052-581	川口仲三郎	愛 知
"		2-26	3831		
		東洋製缶内			
		中部缶詰製造協会内			
三重県	〒515	松坂市宮町 224-1	05982-2	加藤又義	三 重
"		榎須川屋内	3252		
滋賀県	〒520-	滋賀県栗太郡栗東町六地藏	07755-2	野洲兵八	滋 賀
"	31	ミタゴ1188	2131		
		滋賀県経済連食品工場内			
京都府	〒601	京都市南区東九条明田町 22075-691	2075-691	大橋庄三郎	京 都
"		大橋(株)内	2111		
		京都食品卸同業会内			
大阪府	〒530	大阪市北区西寺町 2-8	06-361	野田喜三郎	大 阪
"		ニュー八千代ビル	6190		
		(社)日本缶詰協会支部内			
兵庫県	〒658	神戸市東灘区深江浜町 32	078-451	水垣敏正	兵 庫
"		エム・シー食品(株)甲南工場	1481		
		内			
奈良県	〒636-	奈良県磯城郡田原本町唐古	07443-2	梅本 勝	奈 良
"	03	473	4481		
		奈良県経済連農産加工場内			
和歌山	〒649-	和歌山県伊都郡かつらぎ町	07362-2	堀口 晃	和歌山
県 "	71	笠田中	1041		
		紀州食品(株)内			
鳥取県	〒684	境港市弥生町 42	08594-2	板倉 乾	鳥 取
"		鳥取缶詰(株)内	2176		
島根県	〒697	浜田市高田町 27-1	08552-2	脇田義一	島 根
"		浜田缶詰(株)内	3211		
岡山県	〒714	笠岡市絵師 156	08656-2	小野隆士	岡 山
"		岡山県食品(株)	2124		
		岡山県缶びん詰製造協会内			

広島県 委員会	〒735	広島県安芸郡府中町大須 22	0822-82 7161	佐藤 晨雄	広島
		東洋製缶(株) 広島県缶詰協会 内			
山口県 "	〒750	下関市竹崎町 61 大洋漁業(株)下関支社内	0832-23 5111	安西利臣	山口
徳島県 "	〒779-1 13	阿南市橘町豊浜 12-6 徳島県缶詰協会内	08842-7 0373	角田 徹	徳島
香川県 "	〒766	香川県仲多度津郡琴平町 榎井 横瀬 873-17 香川県缶詰工業協同組合内	08777-5 2231	西山久雄	香川
愛媛県 "	〒791-1 41	松山市中須賀 1-5-17 四国製缶(株)内 愛媛県缶詰協会内	0899-51 0101	桐野忠兵衛	愛媛
高知県 "	〒785	須崎市南古町 6-8 高知物産缶詰(株)内	08894-2 1733	松村国太郎	高知
福岡県 "	〒810	福岡市舞鶴 3-8-10 (株)サンヨー堂福岡支店内	092-74 0531	橘田春男	福岡
佐賀県 "	〒840-1 20	佐賀県佐賀郡大和町尼寺 1369 日興食品(株)内	09526-2 2151	上野幸雄	佐賀
長崎県 "	〒850	長崎市出島町 2-13 長崎倉庫(株)内 長崎県缶詰工業協同組合内	0958-22 4946	深堀清二	長崎
熊本県 "	〒860	熊本市段山本町 5-24 熊本缶詰(株)内	0963-52 7650	都 重雄	熊本
大分県 "	〒875	臼杵市板知屋 31 九州食糧品工業(株)内	09726-2 5111	志村尙穂	大分
宮崎県 "	〒889	宮崎県宮崎郡清武町木原 58-58 サンフード工業(株)内	098509 -167	久保宗一	宮崎
鹿児島 県 "	〒890	鹿児島市上荒田町 536 吉留食品(株)内	0992-54 1181	吉留藤吉	鹿児島

沖縄県 委員会	沖縄市久茂地1-1-2 沖縄パインアップル缶詰 工業組合内	尚	詮	沖 縄
------------	-------------------------------------	---	---	-----

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正 する法律の施行について（依命通達）

第68回国会において、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（昭和47年法律第44号）が成立し、これにより不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に都道府県知事の指示等に関する規定がもうけられ、本年10月1日から施行されるので、下記の事項に留意し、事務の執行に遺憾のないようにされたく、命により通達する。

第1 改正の趣旨

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）に違反する不当な景品類の提供及び不当な表示は、その多くのものが事業者の日常活動からたえず発生するものであり、また、これら景表法に違反する行為は、年々増加している状態である。このような状態に対処していくには、現在のように、公正取引委員会のみが規制にあたる態勢では、必ずしも十分なものとはいえないため、地域に密着した行政機関のある都道府県知事との協力態勢を確立し、もつて、景表法に違反する行為を迅速かつ効果的に規制するため改正されたものである。

第 2 指 示

都道府県知事は、景表法第 3 条の規定による制限若しくは禁止又は第 4 条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめるべきこと又はこれに関連する公示をすることを指示することができることとされた（景表法第 9 条の 2）。なお、いわゆるオープン懸賞等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）により規制されているが、景表法による規制をうけない景品類の提供又は表示があるので、運用上注意されたい。

1. 指示の目的

都道府県知事が行なう指示は、違反行為を行なっている事業者（以下「違反事業者」という。）に、違反行為を自主的に取りやめる等の努力を促すことにより、違反行為を迅速に消滅させることを目的とする。従つて、指示は、排除命令と異なり、法的強制力を有しないとともに、手続も簡易なものとなつていのであつて、もし、違反事業者が指示に従わない場合は、都道府県知事は、景表法第 9 条の 3 の規定により、公正取引委員会に適切な措置をとるよう求めることができる。

2. 指示の内容

指示の内容は、違反事業者に、その違反行為を取りやめることを求めること、又はこれに関連する公示をすることを求めることである。

(1) 違反行為の取りやめを求める指示

違反行為の取りやめを求める指示は、現にある違反行為の取りやめを求めることを内容とする。従つて、この指示の内容には、将来における同種の違反行為を防止するための措置を求めることは含まれない。

(2) 関連する公示をすることを求める指示

関連する公示をすることを求める指示は、単に違反行為を取りやめた

だけでは不当な顧客の誘引を排除できないおそれがある場合等に、これを排除するのに必要な事項の公示を求めることを内容とする指示である。この指示には公示すべき事項のほか、公示の方法を指定することが含まれる。

3. 指示をすることができる違反行為

都道府県知事が指示をすることができる違反行為は、当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域（以下「当該知事の管轄区域」という。）内に、現にあるものである。

(1) 当該知事の管轄区域内に違反行為があること

当該知事の管轄区域内に違反行為があることとは、当該知事の管轄区域内において、違反行為である景品類の提供又は表示があり、これを一般消費者その他の顧客（以下「顧客」という。）が知りうる状態にあることをいう。

(2) 違反行為が現にあること

違反行為が現にあることとは、違反行為である景品類の提供又は表示が、未だ取りやめられていないことをいう。従つて、例えば、

ア 事業者が、不当な表示を是正する意図をもつて、新らしく製造された商品については表示を改善したが、既に製造されている商品については、不当表示のままにしているとき

イ 事業者が、ポスターによる不当表示について、これを取りやめようとして一部のポスターをはがしただけに止つているとき等、顧客の誤認を排除する措置が充分にとられていないため、違反行為がつついていと認められる場合を含む。

なお、指示をするため手続を進めている間に、違反行為がなくなつてしまつた場合は、必要に応じ、景表法第9条の3の規定により、公正取引委員会に措置請求を行ない、又は注意等の行政指導を行なうこ

ととされたい。

4. 指示の手続

都道府県知事が違反事業者に対し指示をするときは、文書をもつて行なうものとする。当該文書には、違反事業者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、景表法第9条の2の規定による指示であること、指示の内容、違反行為に係る事実及び違反行為が景表法のどの規定に違反するものであるかを明確に記載することとされたい。この場合において、違反行為に係る事実の調査及び証拠の収集を充分行なうとともに、当該事業者から事情を聴取する等、指示が適正に行なわれるよう努められたい。

5. 公正競争規約が締結されている業界の取扱い

事業者又は事業者団体は、景表法第10条の規定により公正取引委員会の認定を受けて、景品類又は表示に関する事項について、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができることとされており、この協定又は規約を公正競争規約とよんでいる。

この公正競争規約（以下「規約」という。）は、規約に参加している事業者が行なう景品類の提供又は表示を規制するにとどまらず、当該業界における事業者の違反行為について景表法を適用する際の判断基準の一つとして機能しているので、景表法の運用にあつては、規約の設定、改廃、運用の状況等について常に把握するよう努められたい。

なお、規約に参加している事業者が、規約に違反する行為をしていると認める場合には、公正取引委員会事務局取引部長（特定の地域の事業者のみが参加している規約の場合にあつては、当該地域を管轄する同事務局の地方事務所長）に、その旨を通知されたい。ただし、規約に違反する行為が景表法に違反する行為である場合は、都道府県知事がその権限を行使することを妨げるものではない。

6. そ の 他

(1) 公 表

指示を行なつた際の公表については、指示が違反行為をとりやめようとする事業者の自主的努力を促すためのものであることにかんがみ、違反のくりかえしのおそれの有無、あるいは、違反の内容等を勘案のうえ、慎重に取り扱うこととされたい。

(2) 指示を行なつたときの連絡

都道府県知事は、指示を行なつたときは、すみやかに所轄の公正取引委員会事務局の地方事務所長（地方事務所が管轄していない地域にあつては、同事務局取引部長。以下、同じ。）に指示書の写をそえて通知されたい。

また、当該違反行為が2以上の都道府県において行なわれている場合にあつては、関係都道府県の知事に対しても、同様に通知されたい。

第3 措 置 請 求

都道府県知事は、景表法第9条の2の規定による指示を行なつた場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び行なわれることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、景表法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めること（以下「措置請求」という。）ができることとされ、措置請求ができることとされ、措置請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとされた（景表法第9条の3）。

1. 措置請求をすることができる場合

都道府県知事は、次に掲げる場合に、公正取引委員会に対し措置請求をすることができる。

- (1) 都道府県知事が、景表法第9条の2の規定による指示を行なった場合において当該事業者がその指示に従わないとき
- (2) (1)の他景表法第9条の2に規定する違反行為を取りやめさせるため必要があると認めるとき

例えば、次のような場合である。

- ア。当該違反行為が2以上の都道府県において行なわれており、公正取引委員会において処理することが適当であると認められるとき
- イ。当該違反行為と同種の違反行為が当該業界全般にわたって行なわれ、又は行なわれるおそれがあつて、当該業界全体に対する措置を行なう必要があると認められるとき
- ウ。当該違反行為が従来のご取扱い例によつて取り扱うことができないものと認められるとき

- (3) 景表法第9条の2に規定する違反行為が再び行なわれることを防止するため必要があると認めるとき

その後における違反行為のくりかえしを防止する必要がある場合である。従つて、当該違反行為について、指示をしていない場合、又は、当該違反行為が既になくなつていて、指示をすることができない場合であっても、措置請求をすることができる。

2. 措置請求の手續

措置請求は、所轄の公正取引委員会事務局の地方事務所長を経由して、文書をもつて行なうものとする。当該文書には、違反事業者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、違反行為を行なった時及び場所、違反行為に係る具体的事実等を詳細に記載するとともに、証拠となる物品、印刷物、写真等をできる限り添付することとされたい。

3. 公正取引委員会が行なう措置

都道府県知事から措置請求があつたときは、公正取引委員会は、当該事

案の内容に応じて排除命令その他適切な措置を行なうものである。

第4 報告の徴収及び立入検査等

都道府県知事は、指示又は公正取引委員会に対する措置請求を行なうため必要があると認めるときは当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされた（景表法第9条の4）。

1. 報告の徴収

(1) 報告の徴収をすることができる場合

都道府県知事が、当該事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者から報告を徴収することができるのは、当該都道府県知事が当該事業者について、指示又は措置請求をするために必要がある場合に限られる。

従つて、他の都道府県知事のために報告の徴収をすることはできないものである。

なお、措置請求を行なうため必要があるときは、違反行為が既になくなつている場合においても、報告の徴収をすることができるものである。

(2) 報告を徴収することができる相手方の範囲

都道府県知事が報告を求めることができる相手方には、違反行為をしていると認められる事業者（以下「被疑事業者」という。）のほか、被疑事業者とその事業に関して関係のある事業者（以下「関連事業者」という。）が含まれる。関連事業者を例示すれば、

ア。被疑事業者が製造又は販売する物品を販売している事業者

- イ. 違反行為と認められる景品類の提供に関する企画を、被疑事業者の依頼を受けて行なつた事業者
- ウ. 被疑事業者に原材料を供給する事業者
- エ. 被疑事業者の委託を受けて物品を製造する事業者等である。

(3) 報告の徴収をすることができる事項

報告の徴収をすることができる事項は、違反行為と認められる景品類の提供又は表示に関連した事項に限られる。

(4) 報告の徴収の手続

報告の徴収は、根拠規定及び罰則を明記した文書をもつて行なうようにされたい。

2. 立入検査等

(1) 立入検査等を行うことができる場合

1. (1)報告の徴収をすることができる場合と同様である。

(2) 立入検査等を行うことができる事業者の範囲

1. (2)報告を徴収することができる相手方の範囲と同様である。

(3) 立入検査等を行うことができる場所の範囲

立入検査等を行うことができる場所は、当該知事の管轄区域内にある、上記(2)に掲げる事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所である。この場合において、その他その事業を行なう場所とは、不動産の売出し現場、現地案内所、特設販売所、くじの抽せん所等恒常的な設備を設けておらず、一時的に営業等を行なっている場所をいう。

(4) 検査を行うことができる物件

都道府県知事とその職員をして検査をさせることができる物件は、上記(3)に掲げる場所にある帳簿書類その他の物件である。その他の物件を例示すると、違反行為と認められる景品類の提供又は表示に係る商品、

商品の原材料、商品のラベル、包装、パンフレット、ポスター、ビラ等である。

なお、物品等の提出を命ずることはできないので注意されたい。

(5) 質問をすることができる相手方の範囲

都道府県知事は、その職員をして関係者に質問させることができるが、この関係者とは、被疑事業者及び関連事業者並びにこれらの者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。ただし、上記(3)に掲げる場所に現存する関係者に限られるので注意されたい。

(6) 質問をすることができる事項

質問をすることができる事項は、立入検査に関連して必要な事項である。

(7) 立入検査等の手続

立入検査等は、事前に立入検査等を行なう旨の通知をすること及び立入検査命令書等の文書を携帯し、提示することは必要ではないが現場におもむいて景表法第9条の4の規定により、立入検査等を行なう旨を現場の責任者に対し口頭で告知し、その承諾をえなければならない。その際には正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、景表法第12条の規定により罰金に処せられる旨を告知しなければならない。また、立入検査等を行なう職員は、全員、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に必ず提示しなければならない。帳簿書類その他の物件の検査にあつては、必ず現場の責任者の立会いを求めなければならない。

なお、立入検査等は、必要最少限度において行なうべきものであり、その実施時刻についても充分留意し、さらに、立入検査等により知り得た事業者の秘密の保持についても、充分な注意をはらわれたい。また、立入検査等を行なつたときは、ただちに、立入検査等の結果の記録を作

成し、保管するようにされたい。

(8) 立入検査等を行なう職員及び身分を示す証明書の携帯

都道府県知事は、景表法について十分な知識を有する職員を選定して、立入検査等を行なわしめるようにされたい。

立入検査等に従事する職員は、責任者、補助者を問わず、全員が身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。この証明書は、別記様式に準じた様式とし、規則又は告示の形式により、公示することが望ましい。また、その管理については、平常は、所管課の課長が厳重に保管し、立入検査等を行なう際に、担当職員全員に手交し、立入検査等が終了したときには、これを回収するとともに、そのてん末を台帳に記録することとされたい。

(9) 立入検査等に関する通知

都道府県知事が行なう立入検査等と、公正取引委員会が行なう臨検検査とが、同一の事業者について競合することがないようにするため、立入検査等を行なうときは、事前に所轄の公正取引委員会事務局の地方事務所長にその旨を通知されたい。

第5 都道府県知事に対する指揮監督

公正取引委員会は、景表法の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができるものとされた（景表法第9条の5）。

この規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第15条第1項前段の規定の特例である。この都道府県知事に対する指揮監督は、一般的に景表法の解釈運用についてその統一をはかるために行なわれるものである。

第 6 罰 則

景表法第 9 条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、3 万円以下の罰金に処するものとされ、その者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人又は人の業務に関し、これらの違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても同様に 3 万円以下の罰金刑を科することとされた（景表法第 12 条）。

この規定は、景表法第 9 条の 4 第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査等の実効性を担保するためにおかれたものである。

別記様式 (表)

身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">押 出 ス タ ン プ</div> </div>	番 号 第 号 発 行 日 昭和 年 月 日 有 効 期 限 昭和 年 月 日 所 属 〇〇 県 〇〇 部 〇〇 課 職 名 氏 名 〇 〇 〇 〇 生 年 月 日 年 月 日
上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第 9 条の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。	
〇 〇 県知事 〇〇〇〇 印	

8,5 cm

不当景品類及び不当表示防止法抜すい

(報告の徴収及び立入検査等)

- 第9条の4 都道府県知事は、第9条の2の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行なうため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰 則)

- 第12条 第9条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、3万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

蜜柑缶工組との懇談会

日 時 昭和47年10月13日 11.00～12.00時

場 所 蜜柑缶工組 応接室

内 容 昭和47年度内販みかん缶詰対策について

出 席 (全 缶 協 側)

全国缶詰問屋協会	副 会 長	中 山 良 助 氏
北 洋 商 事 株	缶詰課主任	大 泉 修 氏
野 崎 産 業 株	"	上 滝 雅 三 氏
株) サ ン ヨ ー 堂	"	柴 田 俊 宏 氏
全 国 缶 詰 問 屋 協 会		中 沢 和 雄

(蜜柑缶工組側)

日本蜜柑缶詰工業組合	理 事 長	後 藤 磯 吉 氏
"	内 販 対 策 委 員 長	甘 日 出 多 摩 夫 氏
"	専 務 理 事	村 上 延 衛 氏
"	主 事	井 原 信 治 氏

※ 懇談会の概要

この懇談会は前々から蜜柑缶工組より野田果実部会長、上京の折に後藤理事長と話し合いの機会を持ちたいという意向を伝えられていたが、なかなかその機会がなかつたため蜜柑缶工組から中山副会長に直接連絡あり急遽懇談会が持たれることになったもの。

この懇談会は正式な会合としてではなく全缶協側は中山副会長と在京果実部会

の有志が出席、蜜柑缶工組から「昭和47年度内販みかん缶詰対策」について説明し、全缶協の協力を要請したが、中山副会長から、原則的にはみんな賛成と思うが、野田果実部会長の意向を聞き、果実部会を開催し徹底するようにしたい旨の見解が述べられた。

☆ ☆ ☆

まず後藤理事長から次のような意向が述べられた。

「下請パッカーが多い現状から問屋の協力が是非必要である。
お手元にお配りした昭和47年度内販対策は総会を通つたので正式な調整規定にのせて実施したい。JAS受検を義務づけることは昨年も組合で実施したが、2割〜2割5分位守つてくれない。これら少しの非協力者によつて大きく崩れることになつては困るので、ことしは組合の決議事項をさらに調整規定にのせて、罰則規定を設け、1函500円以下の罰金を科す、工場の立入検査、帳面の検査が出来る等の権限を組合が持つことになる。そこまでやらないと崩れていく恐れがある。調整規定の認可について農林省もいそがしく、16日の審議会が25日に延びた。この審議会で通過したら早速全缶協にお話し申しあげてご協力願うように致したいが本日はその中間報告ということで中山氏から全缶協にそのニュースを流していただきたい。」

☆ ☆ ☆

引続いて甘日出委員長から「昭和47年度内販みかん缶詰対策」について次のような説明があつた。

昭和47年度 内販みかん缶詰対策

内販みかん缶詰の品質の向上と原料取引の安定を計るため下記対策を実施する。

1. 品質の向上について

- (イ) ホール品はJAS規格の受検を、ブローケン品は缶詰検査協会の鑑定を義務づける。
- (ロ) JAS検査の結果不合格となつたものについては、組合の承認を受け、二次加工用又は業務用に販売するものとする。

2. 品種・缶型について

- (イ) ホール品はJAS規格に定められた缶型とする。ただし、上記以外の缶型(5ガロン缶等第二次加工品を含む)で製造する場合は組合に届け出て承認を受ける。
- (ロ) ブローケン品は2号缶以上の大型缶とする。ただし、5号缶については各自の製造数量(輸出品を含む)の15%以内とするも、できる限り5号缶の製造は控えること。
また、3号缶以下の缶型(5号缶を除く)のもので残留缶がある場合は、組合の承認を受け製造することができることとするも、5号缶を含み各自の製造数量の15%以内とすること。

3. 製造期間について

- (イ) 製造開始日 昭和47年11月10日
- (ロ) 製造終了日 昭和48年3月15日

4. 製造実績の届出

- (イ) 製造実績についてはJAS受検及びブローケン鑑定の都度届出ること。

(ロ) 届出者は、届出の都度確認手数料としてJAS合格品1函(5号缶4.8缶入換算)5円を組合に納入するものとする。

5. 調整規程の作成について

(イ) 上記各項を骨子とする調整規程を作成する。

(ロ) 調整規程には違反者に対する罰則規定を設ける。

(ハ) 罰則規定の退怠金の額は、輸出向調整規程に定める程度のものとする。

「みかん缶詰内販対策についてはいろいろ意見があつたが結論として調整規定はJASの全面実施ということが中心になりそうである。農林省は数量をそれほど高く売るといふことは通らないだろうとしており、従つてこれに関連する3製造期間については困るということで(イ)製造開始日、(ロ)製造終了日は問題があるとしている。これに対し組合としては製造期間を設けて良品位のものを作り、原料を安定させたいといふことを強く主張している。JAS全面受検は過去3年組合としてやつてきていることであり、さらに製造期間を調整規定に織り込むよりもつていきたい。若しこれが調整規定からはずされた場合は総会決議によつて実施する。あと逐条に説明したいが

1(イ)ブロークンはつくらないが出来たものは品質検定をする。

1(ロ)JAS不合格品は組合の承認を受けて2次加工にまわす。

従つて一般小売用はJAS合格品のみである。2(イ)は非常JAS防止のため、2(ロ)は少ないほどベターであり、限度を設けて5/4 10万函生産のところは15,000函まではよい。しかし出来るだけ大型缶に詰めジュース用等にまわすという考え方である。3号缶以下とうたつたのは3号缶の手持ちがあるといふことであつた。

3製造期間については先程申しあげたように農林省果樹課で調整規定に織り込

むことに抵抗がある。

4.製造実績の届出は輸出、内販ともに函数別に組合費を徴収するためのものである。

5.調整規定には罰則を輸出と同じように設けてやつていこうということである。なお現状では缶型によつてJASが受けられないものがあるが(1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、果実7号以外の缶型)こうした特殊の缶型は組合に届け出てもらい、受検出来るように折衝したい。

以上のように内販みかん缶詰対策を実施したいので缶詰業界のため是非全缶協のご協力をいただきたい。」

☆

☆

☆

これに対して全缶協中山副会長から次のような意向が述べられた。

「蜜柑缶工組の内販対策については既に内部に流してあり、ことごとく原則的には賛成している。ただ蜜柑缶工組の動きがスローであつたため、果実部会の開催が延び延びとなつている。いま果実缶詰はよいムードであり、特にみかん缶詰は、その年の大勢を占う重要な品目であり、この原則を受けてやつていきたい。

メーカーもわれわれも約束したことを守るのが当然の商習慣となるよう実現したい。果実部会は野田部会長のご意向を聞いて早く開催するようにしたい。」引続いて後藤理事長から次のような発言があつた。

「問屋方で変なニュースを開かれたらすぐに組合にお教え願いたい。こういう時こそ重要であり組合は監督する権限を持つており、すぐに手を打つて行きたい。

ことは初年度であり、それだけ大変であるがことしうまくいけば次年度もうまくいくので、是非全缶協の協力を得たい。こちらで説明する必要があるれば、

いつでも説明にお伺いしたいと思う。製造期間は調整規定で織り込めなければ
総会決議により実施する。」

☆

☆

☆

この懇談会の経過について中山副会長から野田果実部会長に報告を行ない蜜柑
缶工組の姿勢に同調していくこととなり中山・野田両副会長連名により10月
17日付果実部会員に次の文書を送り協調を要請した。

本年度内販みかん缶詰対策について蜜柑缶工組との
懇談会経過のご報告ならびにご協力お願いの件

拝啓 秋冷の候貴社ますますご清栄にて大慶に存じます。

さて、標記蜜柑缶工組との懇談会は第1回目として7月27日に行な
われ、その会合記録を果実部会員各位にお届けし、全缶協月報8月号
にも掲載、会員に周知致しましたがその後蜜柑缶工組内では数度に亘
る会合審議が行なわれ、「本年度内販みかん缶詰対策」を総会で決議
し、あとは10月25日農林省の審議会で正式に認可される段取りと
なっております。

この説明のため蜜柑缶工組から第2回目の懇談会開催の呼びかけがあ
り野田部会長の出京叶わぬため中山副会長と在京果実部会員有志の出
席により別添記録のように懇談会が行なわれました。この内販対策を
全缶協内に徹底するために果実部会を開催し検討いただくことを考え
ましたが果実部会長の出京日程が予定つき難いため取りあえず文書に
てこの内容を通報する次第であります。

即ちこの蜜柑缶工組の対策に対して

1. 適切妥当な方策であると評価して全缶協メンバーもこれにそつて対応したい。
2. みかん缶詰の市況については今年、現在の時点が安定成長の商品たらしむるか否かまことに大切な岐路に立つており賢明に対処することを願うものである。
3. 蜜柑缶工組が示すJ A S受検の励行、ブロークン対処、良品位を造るための製造開始、製造終了月日等は夫々特に規制に従うべきである。

等の点について懇談会出席者は十分この意を体したいものとの印象をうけて、果実部会の開催に代つてこれを至急に果実部会員各位にお伝え致すものであります。

なお蜜柑缶工組会員（パツカー）には詳しい内販対策が行きわたつていないはずですからご連絡のうえ独自の考え方だけで大勢から逸脱した行動に走らぬことが業界の安定と自己の有利につながるものであることを認識したいものと思います。

特に製造開始日を早めそれを性急な販売に乗せるといつたことは禁断であるとパツカーおよび全缶協共々認識致したいことであります。

敬 具

☆ ☆ ☆

一方、蜜柑缶工組では10月13日付理事長後藤磯吉氏名をもつて同組各役員に対し次の文書により主旨徹底を図つた。

内販みかん缶詰対策の実施についてお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る9月20日開催の総会において内販みかん缶詰の品質向上の為の対策をご決定いただきましたので、その後関係官庁と折衝を続け来る10月25日中小企業安定審議会に諮られることになりました。

又本日全国缶詰問屋協会の幹部の方々とお目にかかつて本対策について協力をお願いしました処、全面的にご賛成を得ました。

本件は画期的な事業であり違反者の出ないよう弊組合として努力致しておりますが、貴県在住の製造業者には特に貴殿から本対策についてご指導戴きたくお願い申し上げます。

若し製造開始時期等について違反の恐れがある向きは速やかに私にまでご連絡いただきたく願ひあげます。

敬 具

なめこかん詰の製造規格について

農産缶工組より「なめこかん詰の製造規格について」次の文書が寄せられ承諾ありたき旨の要請があつた。

これに対して全缶協は規格・蔬菜両部会員の意向を聴取したうえて結論をだすことになり多田規格部会長名で10月11日付部会員に文書で連絡意見を聞いたところ特に異存がなく、農産缶工組の意向を受入れることになつた。

47第180号

昭和47年10月9日

全国缶詰問屋協会

規格部会長 多田義朗 殿

日本農産缶詰工業組合

なめこ部会長 松本政典

なめこかん詰の製造規格について

拝啓 愈々ご清祥の程お慶び申し上げます。

陳者

去る昭和46年8月18日付46第199号で貴会宛申し入れました標記の件中、別紙のように内容総量の一部を修正するとともに「つぼみ」「ひらき」等についての定義を別紙の様に実施致し度いので、貴協会のご賛同を賜わり度お願い申し上げます。

敬具

〔別紙〕

(1) 6号かんの内容総量を190gとする案を修正し、現行どおり200gとする。

(2) 定義

なめこかん詰 なめこ茸の石付部を除去したもの（以下「なめこ」という）を水とともに密封し、加熱殺菌したものをいう。

つぼみ なめこのかさの周縁が軸に対して券き込んでい

て、かつかさの直径と同じか又はそれより短い軸のついているなめこかん詰をいう。

ひらき

全形のなめこでかさの直径と同じか又はそれより短い軸のついているつぼみ以外のなめこかん詰をいう。

ブロークン

つぼみ又は開き以外のなめこかん詰であつて、かつ柄を詰めていないものをいう。

以上

りんごかん詰の一括表示例について

農産缶工組では同組果実関係部会員に次のような「りんごかん詰の一括表示例」を提示した。

47 第169号

昭和47年10月3日

果実関係部会員各位

日本農産缶詰工業組合

りんご部

部会長 増田 礼造

りんごかん詰の一括表示例について

拝啓 時下益々ご隆昌の程お慶び申し上げます。

陳 者

りんごシラップづけおよび焼きりんごのかん詰に表示する一括表示例を別紙の通りご報告申しあげますから、ご参考に供したく、ご案内申しあげます。

敬 具

品 名	りんごシラップづけ
形 状	輪切り
原 材 料 名	りんご、砂糖、ぶどう糖、クエン酸
固 形 量	190g
内 容 総 量	312g
製造年月日	ふたに略号にて記載
製 造 者	○ ○ ○
使用上の注意	○ ○ ○

(註) (1) 形状は他に4つ割等。

(2) 果汁を使用したときは、ぶどう糖の次に○○果汁と表示のこと

品 名	焼きりんご
原 材 料 名	りんご、砂糖、ぶどう糖、クエン酸、着香料
内 容 総 量	400g(2個入)
製造年月日	ふたに略号にて記載
製 造 者	○ ○ ○
使用上の注意	○ ○ ○

(註) (1) 白かん使用の場合にのみ「使用上の注意」を表示のこと。

(2) クエン酸、着香料は使用した場合にのみ表示のこと。

(第12回) 缶詰表示問題連絡協議会

日時	昭和47年10月3日 13.30～15.30時		
場所	北洋商事(株) 7階会議室		
議題	1. みつ豆、りんごの一括表示に関する件 2. なめ茸壺詰の表示に関する件 3. 清涼飲料水の定義および分類について 4. 全国食品缶詰公正取引協議会の各県別委員会設定について 5. その他		
出席	日本農産缶詰工業組合	山内正雄氏	
	日本蜜柑缶詰工業組合	阿部四郎氏	
	日本缶詰協会	平野孝三郎氏	
	"	渡辺麟太郎氏	
	日本缶詰検査協会	松月典昭氏	
	"	大内山静雄氏	
	日本製缶協会	山崎力氏	
	大和製缶(株)	佐藤亮氏	
	"	亀井克敏氏	
	東洋製缶(株)	加藤久典氏	
	北海製缶(株)	稲毛仁氏	
	明治製菓(株)	小津武一氏	
	(株)サンヨ一堂	多田義朗氏	
	(株)明治屋	春日英男氏	
	国分(株)	市川英世氏	

北洋商事(株)
全国缶詰問屋協会

三戸正義氏
北田久雄氏
中沢和雄

本日の連絡協議会は全缶協の当番により北田専務理事が進行役をつとめたが議事に先立ち、本日の議題中2.3.4.については全国食品缶詰公正取引協議会で審議されるべき内容であるため本協議会では1の議題を審議し、そのあと懇談会というかたちで検討を行ない、協議会の議事録には載せない旨が述べられ諒承された。

1. みつ豆、りんごの一括表示について

まず北田専務理事から次のような説明を行なった。

「9月19日缶詰検査協会において関係団体事務局で打合せた内容をまとめお手元のコピーのように一括表示様式をつくつた。

すでにこの様式に基づき農産缶工組では会員に連絡し、製缶協会も各製缶会社へ通知して大体この一括表示様式でいくことになっている。」

[一括表示様式]

焼きりんご・りんごシラップ漬

品名	焼きりんご
原材料名	りんご、砂糖、ぶどう糖、クエン酸、着香料
内容総量	400g(2個入)
製造年月日	ふたに略号にて記載
販売者	○ ○ ○ ○
使用上の注意	○ ○ ○ ○

1. 白缶使用の場合にのみ「使用上の注意」を表示する。
2. クエン酸、着香料は使用の場合にのみ表示する。

品名	りんごシラップづけ
形状	輪切り
原材料名	りんご、砂糖、ぶどう糖、〇〇果汁、クエン酸
固形量	190g
内容総量	312g
製造年月日	ふたに略号にて記載
販売者	〇 〇 〇 〇
使用上の注意	〇 〇 〇 〇

1. 形状は4つ割、8つ割等。
2. 形状を示す用語「アップルリング」は一括表示欄に入れない。一括表示欄は「輪切り」に統一する。
3. 原材料名・・・果汁使用の場合は「〇〇果汁」と表示。
4. 枚数表示は特に表示しない。

フルーツみつ豆の一括表示

品名	フルーツみつ豆
原材料名	寒天、りんご、もも、みかん その他果実、赤えんどう、砂糖、ぶどう糖、酸味料 合成着色料添加

固形量	200g(うち果実50g、赤えんどう10g)
内容総量	320g
製造年月日	ふたに略号にて記載
販売者	〇 〇 〇 〇
使用上の注意	カンをあけると、空気にふれて内面が酸化しますので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

(注) (1) 使用されている原材料の果実3品目は必ず多い順に表示すること。

上記果実の3品目は一例です。

(2) 配合割合の果実、赤えんどうは25%、および5%の場合の例を示してあります。

☆

☆

☆

以上の様式に対して次のような質問があり、意志統一が行なわれた。

(イ) りんごの一括表示でクエン酸となつているが酸味料に統一しようということではなかつたか。

これについてはチェリーのように着色料も使用しているため表示は「酸味料」とすることになっているが、単独の場合は「クエン酸」でもよいという申合せである。しかしりんごの場合は「クエン酸」あるいは「酸味料」のいずれでもよいこととする。

(ロ) 「着香料」の表示について

いままでは通常香料を使用の場合は「香料使用」の表示をしてきていた

が厚生省は食品衛生法別表2でこの表示を義務づけたいとしており、日缶協と厚生省の話し合いでこれを表示する場合「着香料」という表現で統一することになった。

(イ) 焼きりんごの「き」、輪切りの「り」についてそれぞれ「き」、「り」を入れるのがよいかどうか

パインのJASでは(輪切)となつているが規約ではりんご、パインとも輪切りとなつている。一方焼きの「き」は規約ではないがJASでは「焼き」となつている。本協議会では「き」「り」ともに入れることに意志統一したが、しかし「き」「り」がなくても致命的な違反にはならないということである。

(ロ) 製造年月日は「ふたに略号にて記載」とあるがこの「にて」と「で」とどちらにするのか

話し合いの結果現状通りいづれを使つてもよいということになった。農林省が出しているパンフレットには「略号で」となつているが、これはそういう例があるということでこれにこだわることはないとの意向が示された。

(ハ) 一括表示欄のなかで自分の会社名を独自の字体で表示したいというところがあるがこれは認められるのかどうか

JASはゴシックになつておりそうなれば使えない。会社名だけを大きくするという点については一般論的にはそうした問題があるがみつ豆の小型缶に限つてはともそういふ余地がない。いづれにしても特有のものなるべくさけるようにしたいということが本協議会で確認された。

2. 小型缶の活字の大きさについて

この問題に関して各氏から活発な意見が出された。

製缶会社から8ポイントによる正体活字(縦長、横長)、長体活字(縦

長、横長)の見本が提示されたがこれによると6号缶以下の缶型は8ポイントでは無理ということであるので、6号缶以下は6ポイント活字でよいよう農林省に折衝してほしいとの一致した見解であり、現在は2つの図柄がほとんどであり出来るだけこの2つの図柄を生かしさらに一括表示がおさまるような方向で折衝することになった。

一方次のような意見も出された。

- (イ) 消費者に料理法などを知らせる表示ということであれば理由になるが絵を2つ書きたいから6ポイントということでは通らないと思う。大型缶でも図柄が一つのものであり、スーパーでも絵を表に向けて陳列しており、絵を一つにしても販売面での影響はなからう。
- (ロ) フルーツ缶詰全体を包括した一括表示となると8ポイントでは無理で、白桃など書く項目が多く品種によつては書けない場合が出て来る。さらに公害問題に関連して「空缶はくずかごに入れて入さい。」といった表示を要求される可能性もある。そういう場合さらにスペースが必要となつてくる。
- (ハ) 6号缶だけの問題でなく、豆缶のような小型缶が増えてきており、缶の表面積で何ポイントといつたことで決められないか。そのへんのことも検討する余地がある。
- (ニ) みつ豆缶等は子供のおやつということでよく売れており絵を両面に入れないと見づらく、商売からいえばこうした商品には2つの絵がほしい。ディスプレイした時に字ばかりでは商品の売れ行きにも響く。
- (ホ) 農林省では一括表示が主要部分であるとの解釈である。それなら規約の主要部分の表示をばいいてよいということにでもなるならよいがそれも表示するというものであり、デザインも制約されてしまう。

☆

☆

☆

以上の結論としてフルーツ缶詰について6号缶以下の小型缶は6ポイントを認めてほしい旨を農林省山本課長補佐に面談し口頭により申し入れる(文書での意見もあつたが、文書となると表現が難かしいということであつた。)ことになり、面談の日時は山本氏の都合を開き今週中にでも日缶協、缶缶協、製缶協会、農産缶工組の4団体で出向くことになつた。この時に市販品のみつ豆缶詰数点を参考のため持参するとともに製缶会社から提示された一括表示の見本を資料とすることにした。

従つてフルーツ缶詰の最終的なデザインの決定はその時点(農林省山本課長補佐との会合で見解を聞いたうゑ。)まで待つよう文書を流し注意しておいた方がよいという見解となり農産缶工組で会員に通知することになつた。

また同時にみつ豆缶の配合割合の表示について意見が出されたが一括表示にするのか欄外にするのかあるいはみつ豆だけでなく包括的にフルーツ缶詰に対し表示するのといった問題がまだ煮詰められていなかつたのでこれらについて確認をとる必要があり、これも併せて山本課長補佐に打診してみることになつた。

3. パイン・みかんの一括表示について

最近一括表示にしたいというところが出てきているが品名の問題とブランドによつて配合割合をパーセントで表示しているところがあり、この辺を統一する必要があるのではないかの意見が出たがJASで決められておらず輸出規格に準ずるとの考え方であり、業界(農産缶工組)で申し合わせをしていないためそれが崩れ、年によつてその比率が違い一率に線を引にくい現状である。

このミックストフルーツの一括表示様式について本協議会で結論は出せないがこの問題を取りあげることになつた。なお等量(50%、50%)以外は比率を表示することになろうとの見方がなされている。

4. みかんの一括表示について

みかん缶詰の印刷缶を手配をしなければならない時期に来ており、前回の協議会で決めた表示様式でよいかとの質問に対して、蜜柑缶工組の理事会、総会に諮り協議会で決めた表示でいくことになった。

即ち「みかんシラップづけ」とし、ライトシラップとはしない。形態は「ホール」とする。L、M、Sは一括表示からはずすが書きたい人は欄外に表示しても差支えない。

以上の方針でいくことを本協議会で確認した。

5. ジャム旧印刷缶の問題について

ジャムのJASが改正され6月1日から施行となり、新しい表示でなければJASが受けられなくなり、5月31日で残った空缶は使用出来なくなる。そこで現主の在庫を調べ届け出たものについて使用を認めてもらうといった運動の手だてではないものかとの見解が述べられたが、この問題はジャム組合が在庫調査を行なつたうえで農林省と話し合い、猶予期間を9カ月と決めたいといういきさつがあるのもう一度ジャム組合にもどして検討してもらうということになった。

6. 次回表示問題連絡協議会開催について

今回は製缶協会の当番により開催されるがその日時について後日、日時が決定した時点で製缶協会から連絡してもらうことになった。

以上で本協議会の検討を終了し、引続いての懇談会で第2号議案以下の議題について報告などがなされた。

表示問題懇談会

この懇談会は（第12回）缶詰表示問題連絡協議会に引続いて開かれ次の事項について報告などがなされた。

1. なめ茸塩詰の表示に関する件
2. 清涼飲料水の定義および分類について
3. 全国食品缶詰公正取引協議会の各県別委員会設定について

☆

☆

☆

1. なめ茸塩詰について

日缶協平野常務から次のような経過報告があつた。

「長野県缶詰協会から規格を設けたいとの強い要望があり、数回にわたり会合を持ち、全缶協との話し合いも2回行なつている。最終的に固形量60%以上（内容総量に対して）とし、60%未満のものは今後えのき茸、なめ茸といった品名は使えない。天然香料は適正に使うようにし、表示をしない。以上のようにようやく方針が決まり、9月20日長野缶詰協会の会長、事務局長、なめたけ部会長の3人が来て確認した。

全缶協も一応諒承されており特に問題はないと思う。

本日、農林省山本課長補佐に話をしたが、当然JASの製品は70%以上となる。しかしこのJASの70%以上のものの表示については業界側も70%を表示したいとの意向であり、これに対しては固形量の測定方法さえ確定していれば表示してもよいという見解であり、そのデータに至急に提出して欲しいといわれた。なお添加物についてはJAS製品には使ってもらいた

くないということであつた。メーカー側は70%のものについては特に添加物を使う必要がないが60%の場合は水っぽくなるので使用することになる。パーセント表示は最終的に農林省も了承してもらえらると思う。このように農林省との話し合いがついた暁には一応公正規約の運営基準で規定していき、さらに必要があれば来年5月の公正取引協議会の理事会、総会に諮り規約のなかにうたいこめばよいと考えている。一方メーカーの一部に80%、90%、100%といった表示を認めよとの声もあるが、取引協議会としては出来れば60%、70%、80%の3段階の表示にとどめることにしたい。また、全缶協から意見が出ていたキャップの色の統一、壺の規約を設けるといったことについて今後の課題として是非検討して参るようにしたい。」

2. 清涼飲料水の定義および分類について

平野常務から次のような説明があつた。

「現在食品衛生法で規定されている清涼飲料は、炭酸飲料、100%のトマトジュース、スープ、甘酒、コーヒー等のドリンク類までも含まれ、非常に広い範囲まで網をかぶせている。これでは製品が多様化している時代に同じような基準でやることは矛盾を含むものでこの際、清涼飲料水の定義を明確にし細分化してみたいということから事前に厚生省の瞭解を得て農林省、全国清涼飲料工業会、日本果汁農協連、日本果汁協会、全国トマト工業会、それに日本缶詰検査協会、日本缶詰協会の各団体が過去2回、検討を行ない、お手元の資料のように定義および分類(案)をまとめた。

清涼飲料の定義および分類（案）

清涼飲料とは、次に掲げるものを容器に充填し、密栓密封し、または紙栓したものをいう。

1. 炭酸飲料・・・炭酸ガスを全重量の10,000分の5以上を含有したもの。
2. 果実飲料・・・果実の搾汁若しくはエキスを原料とするもの、またはこれらに類するもの。
3. 乳性飲料・・・乳または乳製品を原料とするものまたはこれらに類するもの。
4. 植物飲料・・・植物の根茎または草木等エキスを原料とするもの、またはこれらに類するもの。

（注） 次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 水
- (2) ミネラルウォーター
- (3) 天然果汁、濃縮果汁
- (4) 乳、はつ群乳
- (5) 卵飲料
- (6) 穀物飲料
- (7) 肉汁、肉エキスを原料とする飲料
- (8) スープ
- (9) トマトジュース、野菜ジュース（100%以外は清涼飲料とする）
- (10) アルコール飲料（アルコール分1度以上）
- (11) 医薬飲料

炭酸飲料については現在、J A S規格はないが近くつくりたい意向である。現在ミネラルウォーターには公正規約があるが炭酸飲料についてはまだ規定がない。定義については業界としてまだ十分煮詰めていないが4つに分類しようということから一応大きな分類はこのようにしたいという考えである。これから煮詰めていくことになり原案が煮詰まれば缶詰関係の各団体にも諮ることになるがその場合、この協議会でも協議される内容になると思うのでその時にはご意見を聞かせていただきたい。」

3. 全国食品缶詰公正取引協議会の各県別委員会設定について

平野常務から次のような報告があつた。

「景品表示法の一部が改正され10月1日から施行となり、都道府県に権限が移され違反者に対する立入り検査、指示、公表等が出来るようになり、今後知事が直接、業者に表示に関しての規制を行なうこととなつた。府県によつては大きく取りあげていくという強い姿勢で臨むところがあり、業界としてこの指導を受けて立てるような組織づくりが必要となつた。勿論公取委からもその要望が来ており、〇〇県委員会を結成していただくべくお手元の(写)の手紙を日缶協の理事、各県の缶詰協会、缶詰製造協議会、全缶協の理事、各地の卸同業会にさしあげて県単位の委員会の設置を共同作業でやつていただくことにした。また業界団体が出来ていない県もあり、そういうところは特にこちらが指名してその方にお骨折れ願うということにした。地区委員会設置については、公取委の地方事務所があるその地区に設置することを協議会総会で決議しているが、実際に出来たのは大阪の近畿地区だけであつた。今度は各府県ごとの委員会を設置するというものでその主旨はそこで起きた問題はその地区で処理し、余程大きな問題でない限り中央にはもつてこないというもので既に2~3件問題が取りあげられそれぞれ地元で解決するという動きがある。

公正規約の内容についても十分理解されていない府県で規制を受けるわけであり各県委員会は常に県の事務局と連絡をとり問題を未然に防ぎ、ごく内輪におさえ新聞ダネにならないよう急遽各県委員会設置に取り組んだものである。」

(第13回) 缶詰表示問題連絡協議会

日 時 昭和47年10月19日 10.00-13.35時

場 所 日本製缶協会

出席者 日本農産缶詰工業組合 山内正男氏

日本缶詰協会 平野孝三郎氏

明治製菓(株) 小津武一氏

日本果汁農業協組連合会 川原均氏

日本缶詰検査協会 松月典昭氏

全国缶詰問屋協会 北田久雄氏

国分(株) 市川英世氏

北洋商事(株) 三戸正義氏

(株)明治屋 春日英男氏

日本製缶協会 山崎力氏

東洋製缶(株) 加藤久典氏

大和製缶(株) 山田英男氏

” 佐藤亮氏

北海製缶(株) 鈴木利男氏

以上 6団体 14名

☆

☆

☆

当番により 日本製缶協会 山崎氏が進行係となり 議事に入る

議事の概要

(1) 小型缶(6号缶以下)の場合の 果実缶詰一括表示活字の大きさについて

日缶協 平野氏(10月7日単独で、11日農産組合 山内氏 全缶協 北田氏 製缶協 山崎氏と共に農林省消費経済課山本課長補佐と会談)から 農林省 山本課長補佐との話合いの内容について

(イ) 業界としては図柄に重点を置きたいので 又一括表示以外にも消費者に知らせる為の表示をしたいので 6号缶以下の小型缶の場合には 一括表示は8ポイントではスペースの関係で困難 6ポイント活字を認めて欲しい 旨要望した

(ロ) これに対し 山本氏は

(a)図柄を二つにすることは考えてもらいたくない あくまで8ポイントを原則とする

(b)必要表示事項があるため 8ポイント活字が使用出来難い場合は その都度決めたい

との回答であつた

以上の様に説明があり

次いで 農産組合 山内氏より

結論は同じだが ニュアンスがやゝ違つて 山本氏の意向は

(イ) 原則は8ポイントだから先づ8ポイントにして欲しい

その結果図柄が一つになつても止むを得ない

(ロ) J A Sの基礎にもなることだから 図柄2つは役所としては考えないと受取つた旨説明あり

尚 北田氏 山崎氏からも夫々簡単に山本氏の言を 私はこのように解釈したと発言があつた

協議の結果 次の点で意見が一致した

(イ) 6ポイントにせざるを得ないサンプルを作り 認めてもらうよう今一度
話し合いをする

(ロ) その際 (イ)のような事例の取扱いを業界、団体に任せてもらうよう折衝
する

(2) フルーツみつまめの配合割合の表示について

平野氏から 農林省山本議長補佐の意向は

配合割合は一括表示事項として扱いたくない 公正競争規約に基づく表示
として扱いたい 理由は

(イ) 赤えんどうは相場の変動の激しいものである その配合割合を示す理由
に乏しい

(ロ) 他品目に波及する恐れがあるが業界としては 受けて立つ考えがあるの
か 農林省はその点疑問に思うので 一括表示からはづしたい

との説明あり

加藤氏 佐藤氏から夫々東伍、大和両製缶会社の改版状況(注:既に一括表示
内に配合量を表示したもの 7月の当協議会の意見一致に因る)の説明があ
り

色々と意見が述べられたが 特に

(イ) 当協議会としては 7月の会議で既に配合割合を一括表示固形量の次に
表示することを決めたのだから 農林省の告示が出るまでは この決定通
り進んだ方がいい

(ロ) 農林省の考え方がはつきりしたので 既に改版済のものは告示が出るま
で このまゝでゆくが 今後は 配合割合は一括表示からはづし 公正競
争規約により 表示する

旨の意見が述べられた

次の点で意見が一致した

(イ) 次回会議で再度協議する

(ロ) 農林省告示が出た後 改版清印刷缶の在庫がある場合には表示そのものが消費者のためにもなるものなので 経過措置を特別に考えるよう農林省に折衝する

(ハ) 配合割合の表示については 公正競争規約は表示義務、農林省は表示はむしろしない との考えで 食い違いなので根本的なこの相違点について改めて時間をかけ 協議する

(3) あきかんはくづかごへ の表示について

山崎進行係より 本表示のことが取上げられるに至った食品産業センターでのあきかん対策についての協議会の内容 並びに日本果汁協会、麦酒酒造組合が申合せた内容 即ち

活字の大きさは 9ポイント以上

場所は 任意

用語 統一しない

他に あきかんは車窓から投げ捨てないで下さい 旨の表示もする(注 ビールは既に実施)

を説明

協議の結果次の点で意見が一致した

(イ) 表示は飲料缶に限る

(ロ) あきかんはくづかごへ の旨の表示とする

(ハ) あきかんは車窓から投げ捨てないで下さい 旨の表示は任意とする

(4) 保証期限表示について

山崎進行係より今朝会員会社から次の様な話があつた 即ち鉄道弘済会からの要望により 果実飲料缶に〇月〇日までに飲んで下さい との所請品質保証 期限表示の印刷缶の注文があつたとのこと

今日の表示問題連絡協議会に諮るので保留するよう要望したとの説明があつたが 本件は缶詰業界全体に重要な問題なので次回協議会で検討することで

一致

(5) 次回会合の日取について

前記 (2) (4)項の協議のため 来る 23日(月) 13:30時から日本缶詰協会で開催することに決まる

(第14回) 缶詰表示問題連絡協議会

日時 昭和47年10月23日 10:00～12:00時

場所 日本缶詰協会

議題 ① 果実缶詰の配合割合の表示について
② その他

出席 全缶協(多田、市川、春日、北田の各氏)。製缶側(佐藤、加藤両氏)。農缶工山内氏。日缶協(平野、渡辺、手塚、大内の各氏。)缶検 松月氏。

☆

☆

☆

1. みつ豆缶の配合割合について

第13回の連絡協議会において保留事項となっていたフルーツみつ豆缶の配合割合を一括表示内とするか、農林省側が最近になつて難色を示し出した問題点について再度協議したが、すでに7月の時点で業界側は、農林省側にも打診のうえ一括表示内に配合割合を記す方法を一旦決定しその過半数が新版に改められている実情から、結論が出るまで現状のまゝでブランド所有者にまかせることで話合がおさまつた。

いずれにしてもこの配合割合は他にも関連することでもあるので更に慎重が

期されることになっている。

2. 小型缶の活字の大きさについて

みつ豆缶詰など果実缶詰の小型缶に関する一括表示内の活字の大きさについては原則として8ポイントとされているが、どうしても8ポイント活字が他の必要表示事項との関連性もあつて無理な場合ケースバイケースにより農林省側の諒解を得たうえで考慮される方向にある。そこで近く現物を提示してそれが6ポイント活字でよろしいとなればこれを特例とし、今後のルールにして行こうというのが業界の希望である。

3. ジュース類缶詰の品質保証期限について

最近西日本方面の鉄道弘済会などから、品質保証期限を表示するよう指示がなされているということであるが、この点については文書によつて説明、理解を求めるよう日缶協側にて案文を作成することになっている。

4. 工場缶マークについて

すでに各工場から工場缶マークの一工場一個の回答が相当数日缶協側に寄せられているので1日も早くこれを整理し、厚生省側ともあらかじめその手筈について具体的説明をするとともに、完全リストを作成、これからの段取りをすゝめていくことが約束された。

包装適正化推進方策懇談会

日 時 昭和47年10月20日 14.00～17.00時
場 所 (財)食品産業センター 会議室
議 題 ① 包装適正化問題の経過について

② 商業包装適正化推進委員会の報告について

③ 包装適正化の推進方策について

出席 加工食品団体 30団体。

産業センター、農林省。

※ 懇談会の概要

食品包装の適正化については最近消費者団体から物価問題あるいは廃棄物処理問題との関連によつて商品の過剰包装の排除が強く要請されるようになり、これに呼応して(社)日本包装技術協会に商業包装適正化推進委員会を設け、加工食品業界では農林省の指導のもと問題の是正に対処し、このほど「適正包装の考え方とその推進策に関する報告」がまとめられた。

その主だつた内容についてはすでに前号80頁〜86頁において報じた通りであるがさらに今後の包装適正化の進め方に関して協議するため(財)食品産業センターが中心となり、加工食品56団体に呼びかけを行ないうち30団体が集まり現在までの経過と委員会ですとめた活動内容の報告および協議会の設立問題等について意見の交換を行なつた。

すでにこの問題に関しては、通産省の政務次官を通し諮問したというかたちが取られており、今後業界自体が自主的に対処して行き適正化の推進を図ることになる。通産省としては明年3月をメドに資料が提出されることを希望しているが各団体グループにおいてそれぞれの様式の検討を行ない年内までに具体的内容の整理がなされる手筈である。

この包装適正化の基準を作成するに当つては団体グループを①菓子、②缶詰、罐詰、③乳製品、調味料、油などの3区分とし、協議される見通しである。

なお、基準が定められたとしてもこれはあくまで業界の自主規制であり、罰則規定はない。

パイン開缶研究会開催について

恒例のパイン開缶研究会は下記要領により実施される。

1. 目 的

パインアップル缶詰の需要は年々増大を見せておるが、その品質の向上と規格の維持は消費者はもとより、輸入並びに販売に携わる者にとつても重要な関心事である。

現在市販されておる諸地域産品を一堂に集め、開缶審査してその結果を関係業者並びに消費者に披露し、必要に応じては原産地関係者にも通報する。

2. 主 催

日本パインアップル輸入協会

沖縄パインアップル缶詰協会

後 援

財団法人 日本缶詰検査協会

協 賛

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

沖縄県パインアップル缶詰工業組合

3. 期 日

昭和47年11月1日(水) 午前9時～正午 審 査
午後1時～4時 一般公開

4. 場 所

東京都千代田区大手町1-7-2

サンケイ会館 502号室

5. 実施方法

(1) 出 品 物

市販されておる製品を主体として出品する。

(2) 蒐集方法

規格、缶型、製造工場、製造年月日の同一のものを夫々3缶宛買上げる。

(3) 出品点数

60点前後

(4) 審査員

農林省農林経済局並びに財団法人日本缶詰検査協会に委嘱する。

(5) 審査方法

審査員協議により決定した方法による。

(6) 審査終了後同会場で審査員より講評願う。

関係団体報知

〔沖縄パインアップル缶詰工業組合新役員〕

沖縄の祖国復帰に伴ない、これまでの沖縄輸出パインアップル缶詰組合は、中小企業団体の組織に関する法律に基いて、沖縄県パインアップル缶詰工業組合として装いも新たに発足し、新役員も次の各氏が就任した。

理事長	尙	詮	氏
副理事長	浦	崎	栄一氏
専務理事	屋	嘉	宗顕氏
理事	平	良	鉄氏
"	中	本	太郎氏
"	山	城	幸喜氏
"	安	里	有三氏

理事 渡辺喜弘氏
 # 松坂賢氏
 監事 山田義晃氏
 # 松田盛吉氏
 顧問 宮城仁四郎氏

〔沖縄パインアップル缶詰協会 役員および会員〕

沖縄パインアップル缶詰輸入協会は沖縄の本土復帰に伴ないその使命を了しこの程解散し、新に沖縄パインアップル缶詰工業組合指定販売代理店による沖縄パインアップル缶詰協会を設立された。

役員および会員は下記の通り。

(アルファベット順)

	万国貿易(株)	社長	林文忠氏
理事 副会長	第一物商(株)	社長	中田匡彦氏
	大日本製糖(株)	砂糖部長	山崎大介氏
	大進貿易(株)	専務取締役	岸秋正氏
	永豊物産(株)	代表取締役	何栄延氏
理事	神戸真田貿易(株)	社長	小野昭氏
理事	国分(株)	社長	国分貫一氏
監事	加商(株)	常務取締役 物資部長	橋本薫氏
理事	丸紅(株)	食品部長	田中利道氏
理事	明治製菓(株)	貿易部長	笠井成美氏
理事	明治屋(株)	社長	磯野謙蔵氏
理事 副会長	三菱商事(株)	食品部長 第2部長	鷲尾節夫氏
理事 会長	三井物産(株)	食品部長	岡崎賢吉氏
監事	日本冷蔵(株)	海外部長 海業部	青木雄次氏

	沖縄合同パイン(株)	取締役社長	橋本不羈生氏
理事	正栄食品工業(株)	専務取締役	本多栄二氏
理事	副会長 大洋漁業(株)	海外事業本部副本部長	上垣内剛氏
	(株)東京老達利	取締役社長	牟田哲二氏
	東新産業(株)	食品部長	直井三男氏
理事	副会長 (株)東食	食品部長	温井祐二氏
理事	ゼネラル通商(株)	第2部長	仲田秀吉氏
	全国農業協同協会 連合会	取締役社長	会川義造氏
		青果部長	

会 員 消 息

[新会社設立]

※ (株)近寅長野支店と(株)水沢商店卸部が合併し、国分(株)と緊密な業務提携のもとに国友(株)を10月9日設立、11月1日より営業開始する。

社名 国 友 株式会社

代表取締役社長	近藤孝吉氏	(株)近寅取締役社長)
代表取締役副社長 小諸支店長	吉沢圭三氏	(株)水沢商店専務取締役)
専務取締役 営業部長	近藤秀吉氏	(株)近寅専務取締役)
取締役	水沢志げ氏	(株)水沢商店取締役社長)
監査役	水沢信子氏	(株)水沢商店取締役)
監査役	近藤美智氏	(株)近寅取締役)

- 長野本店 長野市稲葉616 ☎380
電話 0262-27-3205 (代)
- 小諸支店 小諸市袋町2749 ☎384

電 話 0 2 6 7 2 - 2 - 3 2 1 1 (代)

〔出張所移転〕

※ ストー缶詰(株)東京出張所は10月5日より下記に移転した。

新住所 東京都文京区本郷3丁目16～5

興医会ビル3階

電話番号 代表(815)1131(従来通り)

事 務 局 報 知

※ 浅井会長の手術結果について

浅井全缶協会長は、10月24日すい臓の手術を受けられました。手術は約2時間を要しましたが、成功のうちに終了し経過について次の通り手術担当医師より発表された。

- 1 腫瘍を摘出し、検査の結果悪性のもではなかったことが判明した。
- 2 内臓がかなり衰弱している。従つてこの快復には相当期間の静養を要する。

※ 全缶協創立6周年について

全缶協は昭和41年11月25日創立以来理事ならびに会員各位、関係団体の積極的なご指導ご協力によりお蔭をもちまして本年で満6年を迎えます。

今後とも一層全缶協発展のためご助力の程お願い申し上げます。

なお、来る11月25日(土)は全缶協創立6周年を記念し事務局業務を休業させて頂きます。

